

# 令和3年10月31日執行 福島県第4区 衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会

おぐま慎司ホームページ  
http://www.oguma-s.com



**略歴**  
 平成十一年 四月 会津若松市議会議員当選  
 平成十五年 四月 福島県議会議員当選(初)  
 平成二十二年 七月 参議院議員当選(初)  
 平成二十四年十二月 衆議院議員当選(初) 現在3期目

**米価下落でシロインのへ**  
**政府主導で価格の安定化**  
 農業者戸別所得補償の復活

**ここからのコロナ対策でシロインのへ**  
**新たな治療薬。治療法の早期導入**  
 ダメージ大きい  
 事業者・生活困窮者へ給付金支援

**子どもの未来でシロインのへ**  
**子どもに育てる予算を倍増**  
 返済不要の給付型奨学金拡充  
 全ての子どもに児童手当

**このままではいいの、エネルギー政策?**  
**自然エネルギー立国**  
 県内各地に水素ステーションを設置、  
 磐越西線の水素燃料電池車両の実証実験を支援

**分配なくして成長なし**  
 大企業だけがお金持ち?  
 時間的な5%の消費税減税

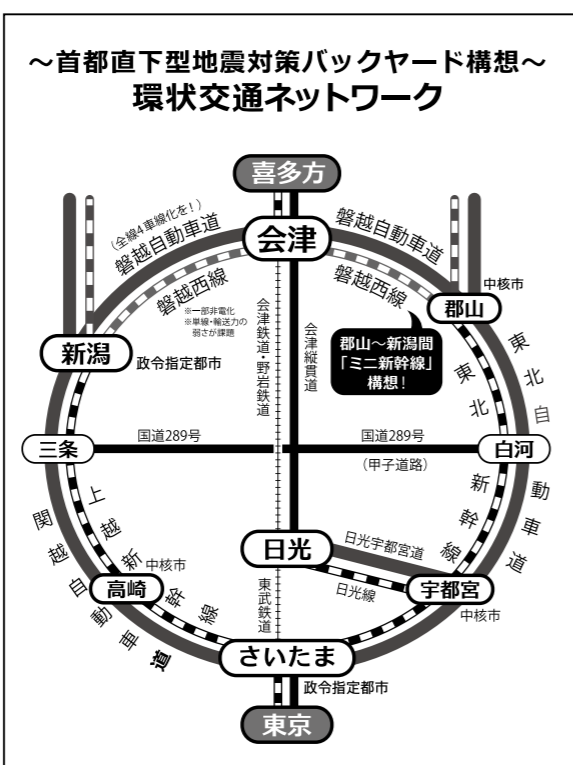
**コロナ克服へ!!**  
**くらしと経済を守る!!**



**おぐま慎司** しんじ  
五十二歳



**【わたしの略歴】**  
 昭和55年 早稲田大学社会科学部 卒業  
 平成3年～7年 会津若松市議会議員(1期)  
 平成7年～11年 福島県議会議員(1期)  
 平成11年～23年 会津若松市長(3期)  
 平成24年～ 衆議院議員(3期)  
 平成30年～令和元年 環境大臣政務官  
 令和元年～2年 復興副大臣



- **コロナ対策**  
 抗原検査キットの活用で地域の活力を取り戻します
- **東京一極集中の大転換**  
 首都直下型地震対策として郡山～新潟間三二新幹線構想の実現を目指します
- **自然災害から命を守る**  
 防災、減災事業の予算化に取り組みます
- **子育て・介護世代に寄り添う**  
 教育の無償化を目指し、家計負担を軽減します
- **地域医療提供体制の充実強化**  
 高度かつ再生医療の技術先進国を目指します
- **農業経営基盤強化**  
 若い農業従事者が希望の持てる農業を目指します
- **復興と創生**  
 様々な支援策によりコロナ禍でダメージを受けている産業を守ります
- **環境問題と再生エネの普及**  
 自然環境を守り、再生可能エネルギーの普及に努めます

**地方の声を国政に!**  
**会津・西郷のために**  
**全力を尽くします。**  
**わたしの取り組みと実行**  
 ICHIRO IS TRUE



自由民主党  
**かんげ一郎**

願いを声に。未来を変えに。



**第49回衆議院議員総選挙**  
**投票日 10月31日(日)**

福島県選挙管理委員会・福島県明るい選挙推進協議会

投票所では、感染症対策を徹底しております。

|                 |                    |                   |                            |
|-----------------|--------------------|-------------------|----------------------------|
|                 |                    |                   |                            |
| 投票所には消毒液を設置します。 | 投票所スタッフはマスクを着用します。 | 投票所内は定期的に換気を行います。 | 不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒をします。 |

当日投票に行けない方は、期日前投票又は不在者投票を利用しましょう。

この選挙公報は、候補者から法定期限内に提出された原稿をそのまま印刷したものです。候補者等が選挙公報を印刷して頒布すること等は、選挙運動用文書図画の規制等の規定に抵触するおそれがあります。

# 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 投票日10月31日（日）

投票は  
18歳から  
行えます

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度又は不在者投票制度を利用しましょう！！

避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票が行えます。

## 期日前投票制度・不在者投票制度

■期 間／ 〇衆議院議員総選挙 } 10月20日（水）～10月30日（土）  
〇最高裁判所裁判官国民審査

■時 間／ 8：30～20：00（※一部、異なる場合があります）

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

■場 所／ ①期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所  
②不在者投票：滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会

■手続き／ ①期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します。  
（ただし、宣誓書の記載が必要となります）  
②不在者投票：以下の手続きにより投票してください。

### 1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。

※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

### 2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。

【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。

### 3 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票してください。

滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

## 選挙に関する情報はこちらのサイトから

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>

福島県選管

検索



候補者・政党等の情報がご覧になれます。

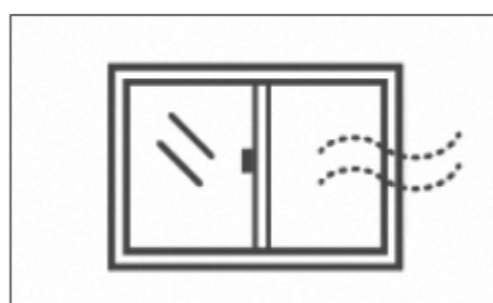
## 投票所では、感染症対策を徹底しております。



投票所には消毒液を設置します。



投票所スタッフはマスクを着用します。



投票所内は定期的に換気をします。



不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒をします。

## 感染症対策への皆様のご協力をお願いします。

・マスクの着用 ・周りの方との距離の確保 ・来場前と帰宅後の手洗い、うがいの実施  
なお、投票所では持参した筆記用具を使用することができます。

また、新型コロナウイルス感染症のために自宅療養または宿泊療養をしている方は、療養している場所から郵便による投票を行うことができます。

詳しくは、県選挙管理委員会または住民票のある市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

期日前・不在者投票の詳細については、県選挙管理委員会（024-521-7062）  
又は最寄りの各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。